

平成 25 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎所管事項説明

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 「平成 25 年版成果レポート（案）」について | 1 |
| 2 南海トラフ巨大地震対策の最終報告について | 20 |
| 3 地域防災力向上に向けた取組の進め方について | 24 |

○別冊

別 冊 南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）

平成 25 年 6 月 20 日

防災対策部

1 「平成 25 年版成果レポート（案）」について

施策 111 防災・減災対策の推進

緊急課題解決 1 命を守る緊急減災プロジェクト

施策 1.1.1

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめさす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成したものの、活動指標で未達成の項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	1.00	45.0%	50.0%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「三重県緊急地震対策行動計画」の目標項目に掲げる「避難計画に基づく避難訓練の促進」に市町や地域と連携して集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成 25 年度においては、2%の向上をめざし目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進（防災対策部）	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	—	20%	100%
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	7回	1.00	6回	8回
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	集計中	未確定	36.0%	50.0%

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (防災対策部)	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000人	0.96	42,000人	50,000人
		36,000人	38,500人			
11105 災害医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	0.96	68.6%	82.9%
		62.9%	68.6%			
11106 安全な建築物の確保 (県土整備部)	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	0.99	86.4%	90.0%
		82.2%	83.7%			
11107 緊急輸送ルートの整備 (県土整備部)	緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	1.00	91.2%	94.5%
		91.2%	91.2%			
11108 消防力向上への支援 (防災対策部)	消防設備等の充足率		83.3%	0.995	83.5%	84.0%
		82.8%	82.9%			
11109 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100.0%	0.996	100.0%	100%
		99.6%	99.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	7,062	6,791	4,321		
概算人件費		848			
(配置人員)		(94人)			

平成 24 年度の取組概要

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- 三重県地域防災計画、三重県石油コンビナート等防災計画、三重県水防計画の修正事項について審議するため、「三重県防災会議」及び「三重県石油コンビナート等防災本部員会議」を合同で開催
- 「三重県地域防災計画（震災対策編）」の抜本的な見直し及び同計画の具体的な中期計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」、県北勢地域における広域防災拠点のあり方等を検討するため、有識者等で構成する3つの三重県防災会議専門部会を設置。防災・減災対策検討会議：5回開催、被害想定調査委員会：2回開催、広域防災拠点施設等構想検討委員会：4回開催
- 南海トラフを震源域とする大規模地震・津波への対策を推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」（以下「9県知事会議」という。）を通じ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定など、国等に対する政策提言を実施（6回）
- 平成 23 年度に見直した本庁の災害対策本部体制との整合を図り、地域機関の見直し状況もふまえ、地方災害対策部組織の見直しを実施
- 大規模災害に備えるため、全国知事会等と連携し、広域的な災害支援体制についての協議を実施。全国知事会、近畿2府7県（関西広域連合と連携県）において、災害時応援協定の見直しを実施するとともに、中部9県1市で実施細目の見直しを実施

- ・ 県と市町の災害時広域支援体制を実効あるものにするため、「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行い人的派遣の仕組み等を整備するとともに、実施細目を策定
- ・ 三重県東日本大震災支援本部の運営を通じて全庁的に連携した支援体制を確保し、関係機関やNPO団体等と連携して、被災地に対する支援や県内避難者への情報提供を実施
- ・ 県民5,000人を対象した「防災に関する県民意識調査」を実施。有効回答率59.4%（2,971人）
- ・ 三重県ライフライン企業等連絡会議を3月に開催し、地域防災計画の見直しに反映させるため、意見交換を実施
- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」の目標達成に向け、地域減災力強化推進補助金により、市町が緊急かつ集中的に実施する避難対策を重点的に支援
- ・ 東日本大震災で明らかになった避難に関する課題に対応するため、「津波避難に関する三重県モデル」の構築及び「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ・ 総合防災訓練（実動訓練）として、三重県・鈴鹿市総合防災訓練、三重県・鳥羽市合同防災訓練を実施するとともに、図上訓練として、災害対策本部の統括部機能別訓練を4回、統括部運営訓練を2回（うち1回は警報発表により中止）、総合運営訓練を1回実施。また、多数傷病者発生災害対応訓練を1回、4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練を1回実施
- ・ 防災ヘリコプターに対する出動要請（救急搬送、救助（山岳、水難等）、火災防御、災害応急対策活動等）を受け、69件（25年3月現在）の緊急事案に対応。（内訳：救急搬送21件、山岳24件、水難12件、火災防御3件、災害応急対策活動2件、転院搬送7件）
- ・ 「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、「広域防災拠点のあり方」と「北勢拠点の候補地」を検討。「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定。また、防災ヘリコプター運航基地の現況調査を実施
- ・ 三重県国民保護計画に基づく有事への対応を迅速かつ的確に実施するため、本県としては初の国民保護共同実動訓練を実施
- ・ 平成23年9月の紀伊半島大水害による被災世帯を対象に市町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を補助（対象市町：津市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、大台町、度会町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）
- ・ 大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けて、道路啓開マップを策定。国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化に着手

【「協創」による地域防災力の向上】

- ・ 平成24年度は、これまで未実施であった3市町を含む17市町で図上訓練の実施支援を行い、県内全29市町において図上訓練の実施を達成。他にも、地域でのタウンウォッチング、防災すごろく・タブレット等を活用した啓発、HUG*（避難所運営ゲーム）による啓発、出前トーク153回を実施
- ・ 地域別防災研修を6県民センター（四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野）で実施
- ・ 三重、和歌山、徳島、高知の自主防災組織が一堂に会する4県連携自主防災組織交流大会（三重県自主防災組織交流会）を開催。また、市町単位の自主防災組織連絡協議会の設置及び活動支援を県内全市町で実施
- ・ 災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と新たに17の協定や覚書を締結
- ・ メディアによる啓発活動として、三重テレビ「レッツ！防災」を週3回50週（同内容を県内ケーブルテレビ9局でも週1回以上46週）、FM三重「る・る・る防災みえ」を週2回52週、東

海ラジオ・CBCラジオ「こんにちは三重県です」を月1回10ヶ月、放映・放送

- ・ 「三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）」に関する県民からの意見を聞く場として、伊賀市で「防災フォーラム」を開催
- ・ 民間団体と締結した「災害用物資（白い小箱）を活用した防災活動に関する協定」に基づく防災啓発活動（キャラバン）を県内19市町で実施
- ・ 三重大学と連携し、防災関連人材の育成を実施。女性防災人材育成：53名受講、さきもりジュニアの育成（高校生対象）：9名受講、自主防災組織リーダー研修：9回開催、地域防災企業力活用事業：シンポジウム1回・地域別研修5回開催、みえ防災コーディネーター*スキルアップ研修：22回開催、みえ防災コーディネーター育成講座：81名育成、自主防災組織活性化支援事業：90組織

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ・ 平成23年度からの3ヵ年事業で衛星系防災行政無線の更新事業を実施。平成24年度は更新内容の一部を見直し、東日本大震災と同等規模の地震を想定した津波対策を実施
- ・ 県民の早期避難行動を促すため、「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービスに平成24年5月から県管理河川の水位情報を追加するとともに、ホームページで県内全域の避難準備情報、避難勧告、避難指示及び避難所開設状況を一覧で表示できるように改善
- ・ 電話とメール配信を組み合わせた高速化・多様化技術を使い、緊急初動対策要員及び県職員への迅速かつ確実な連絡体制を構築

【災害医療体制の整備】

- ・ DMAT*（災害派遣医療チーム）の隊員や災害医療を担う医療従事者を対象に訓練や研修を実施
実動訓練への参加：18名、技能維持研修への参加：43名、災害看護研修への参加：320名
- ・ 災害拠点病院等では、二次救急医療機関2病院において、耐震化工事を完了。1病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更し、工事完成を平成26年度に延期
- ・ 東日本大震災において県が実施した医療・救護活動の内容等をふまえ、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを実施
- ・ 市町の担当者会議等において福祉避難所の確保を働きかけるとともに、市町の現状や課題を把握し、担当者の相談に応じるなどの取組を実施

【安全な建築物の確保】

- ・ 木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施

【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ・ 平成24年7月に三重県市町総合事務組合と基本協定を締結し、消防救急デジタル無線の県域一体となった共同整備にかかる建設工事の発注及び施行管理業務を受託。12月には建設工事着手
- ・ 年間3,351名の消防職団員・その他消防防災関係者等の教育訓練を実施
- ・ 「三重県消防広域化推進計画」に基づき市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 高圧ガス事業所の完成検査、保安検査及び立入検査：403件実施。タンクローリー等の路上検査を県内14か所で実施。LPガス販売店に対する立入検査：487件実施。火薬類の製造施設、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査：92件実施

- ・ 電気工事業者の事務所等の立入検査：16 件・現地調査：145 件実施、電気用品販売業者の店舗等の立入検査：15 件実施
- ・ 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習を県内13箇所(21回)で実施。受講者 4,151 名。消防設備士を対象とした工事整備対象設備等の工事・設備に関する講習を県内2箇所(9回)実施。受講者 929 名

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 東日本大震災の教訓をふまえ、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直し、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」とする方向性を定め、具体的な作業に着手しました。また、「三重県緊急地震対策行動計画」の取組結果を検証するとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても、「防災・減災対策検討会議」等の審議をふまえ、平成 25 年 3 月に中間案を取りまとめました。
- ・ 国等に対する政策提言については、「9 県知事会議」による提言活動を展開した結果、議員立法による「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定に向けた取組が本格化するなど道筋をつけることができました。
- ・ 各計画の基礎となる被害想定調査の前提である、国の震源モデルの提示が当初の予定よりも大幅に遅れており、策定作業に大きな影響を与えています。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」についても、原子力災害対策を含め、検討を行うとともに、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けた準備を進めていく必要があります。
- ・ 大規模災害に備えた体制整備に向けては、県災害対策本部の体制強化を進めるとともに、県と市町の支援体制や広域的な災害に対する全国知事会議等の広域支援体制を整備しました。また、災害時要援護者対策や観光客対策などの地域特性をふまえた県民主体の実践的な実動訓練や新体制の検証を目的とした図上訓練等を実施しました。
- ・ 東日本大震災への支援では、県内避難者の支援のため、県をはじめ支援団体の支援内容・連絡先一覧など避難者向け情報を充実しました。また、東日本大震災支援本部員会議では、被災地の状況について派遣職員から報告を受け、現状の共有を図りました。今後も、支援に当たっては、被災地・県内避難者のニーズに沿って取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の防災・減災に向けた取組を地域減災力強化推進補助金により支援したことにより、市町の「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備が進んでいます。国による南海トラフ巨大地震の被害想定等をふまえた津波避難対策に加え、災害時要援護者への支援、風水害も視野に入れた取組など、市町における対策検討に対応していくことが求められています。
- ・ 広域防災拠点のあり方の検討や北勢広域防災拠点の整備に向けては、「広域防災拠点施設等構想検討委員会」の審議を経て、方向性がまとまりました。
- ・ 「津波避難に関する三重県モデル」の構築と「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定の成果を生かすため、策定したモデルと指針が、地域での対策に反映されるよう市町と連携した取組を推進していく必要があります。
- ・ 県防災情報メール配信サービスについては、配信メニューに河川水位情報を新たに加え、機能の強化を図りましたが、登録者数の伸びには繋がりませんでした。今後は、配信する情報の必要性や有用性を理解いただけるよう利用促進に向けた情報提供のあり方を改善していく必要があります。
- ・ 二次救急医療機関 2 病院の耐震化が完了しましたが、1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更したことに伴い、工事完成が平成 26 年度となりました。今後も大規模災害時に地

域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化を進めていく必要があります。

- ・ 災害医療体制の整備については、災害時の医療にあたる医師・看護師等の医療従事者に対して、その対応力の向上を目的とした訓練や研修等を実施したほか、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。今後も訓練や研修等を実施することにより、医療従事者の能力の維持、向上を図るとともに、見直しを行った「三重県災害医療対応マニュアル」の実効性を確認していく必要があります。
- ・ 20 市町で福祉避難所の確保が進みましたが、未確保の市町において対応策の検討が進むよう働きかける必要があります。
- ・ 木造住宅の耐震化補助については、診断 2,904 戸、設計 487 戸、補強工事 416 戸に対して実施し、耐震化を促進することができました。引き続き、診断結果を受けて確実に補強工事へとつなげていくため、診断を終えた方に直接促していく取組が必要です。
- ・ 道路啓開対策として、道路啓開マップを作成するとともに、マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を図りました。今後は迅速な啓開作業を補完するため、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所について道路構造の強化を進めていく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に取り組みました。引き続き、大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、整備を推進する必要があります。
- ・ 消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菟野ブロックにおいて協議を続けていますが、他のブロックにおいては広域化に向けた進展はありませんでした。引き続き、両ブロックの取組を支援していくとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（消防庁告示）の改正をふまえて、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを検討する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 被害想定調査の遅れが防災・減災対策の遅れにつながることを防ぐよう、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定、「三重県石油コンビナート等防災計画」を見直すための防災アセスメント調査を適切に推進していきます。
- ・ 災害に備えた災害対策本部の体制についても、今後訓練等で検証し、精度を向上させていく必要があります。また、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」にかかる新たな課題検討に着手し、計画の見直しを進めます。原子力災害対策については、知見のある有識者の助言を得ながら対策の検討を進めます。
- ・ 住民の迅速な津波避難や災害時の地域医療体制など、地域の課題や特性をふまえた住民主体の実動訓練を実施します。
- ・ 東日本大震災への支援について、県内避難者への情報を広く収集し、提供していくとともに、被災地に向けては“支援から交流へ”といった視点から、取組を促進します。また、支援本部員会議（四半期ごとに開催）の場を活用した派遣職員の報告会についても、引き続き実施していきます。
- ・ 県と市町の広域支援体制については、救援物資や広域避難について、地域総合防災事務所・地域活性化局の役割を含め検討を行います。
- ・ 北勢広域防災拠点施設の整備に向け、候補地の所在地である四日市市との協議を進めます。
- ・ 避難体制の整備に向けては、津波避難計画や避難所運営マニュアルの策定の必要性を啓発するとともに、地域防災総合事務所・地域活性化局やこれまで育成してきた防災人材とも連携し、

市町や地域で行う取組を支援します。

- ・メール配信サービスについては、ニーズに合わせて配信内容が選択できるよう登録方法を見直し、その有用性をホームページやチラシ等で周知していきます。
- ・災害拠点病院等の耐震化については、建替工事に変更した病院が予定どおり平成26年度に完成できるように働きかけるとともに、耐震化工事が未実施の病院について、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、計画的に進めていきます。
- ・災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練の実施により、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・引き続き市町に対し、福祉避難所の確保や福祉避難所に代わる対応策の検討に向けた働きかけを行うとともに、他市町からの災害時要援護者の受入れや人的支援など、市町間の連携を促します。また、国に対して福祉避難所の設置に対する財政支援を要望していきます。
- ・木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。
- ・緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組みます。
- ・消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菟野ブロックの取組を支援していくとともに、平成25年4月1日に改正された消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

特に注力するポイント（平成25年度）【防災対策部 副部長 濱田 尚紀 電話：059-224-2181】

- ・「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを「災害に強い三重づくり」の共通指針として取組を確実に推進します。
- ・加えて、紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに向けた基礎調査を行うとともに、国による被害想定調査の結果をふまえた石油コンビナート防災アセスメント調査を進めます。
- ・大規模災害に備え、県災害対策本部の体制強化に取り組むとともに、県と市町の支援体制の充実や広域的な災害に対する支援・受援体制の整備を進めます。
- ・引き続き、市町が取り組む防災・減災対策を支援するとともに、「津波避難に関する三重県モデル」による避難計画の策定や避難所運営マニュアルの策定について、自主防災組織やこれまで育成してきた防災人材と連携した取組を推進し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- ・医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練を実施して、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・住宅訪問や診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会を充実させることにより、建物被害の軽減、さらには、まちの安全性の向上に向けてより一層木造住宅の耐震化を促進していきます。
- ・消防広域化の推進による消防防災体制の整備に向け、市町の意見もふまえて「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

緊急課題解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成したものの、実践取組については10項目中6項目での目標達成(平均達成率92.7%)となり未達成の項目があることから、県内各地域において防災・減災対策が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	—	30.2%	1.00	61.8%	100%

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値
25年度目標値の考え方	平成24年度は、「防災講演会、研修会等への参加促進」、「県立学校及び私立学校の耐震化」、「学校防災リーダーの養成」、「脆弱化した海岸堤防の補強対策」等の取組に集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成25年度の目標設定にあたっては、各行動項目の目標をふまえ、プロジェクト全体の進捗率を61.8%とすることを目標値としました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 『「逃げる」ための課題』を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数	—	29市町	1.00	29市町	29市町
		29市町	29市町		—	—
	防災講演会、研修会等への参加促進	—	8,500人	1.00	10,000人	10,000人
		8,000人	10,376人		—	—

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	0.99	86.4%	90.0%
		82.2%	83.7%			
	県立学校の耐震化率		99.0%	1.00	100%	100%
		98.2%	99.4%			
	私立学校の耐震化率		88.4%	1.00	91.6%	92.4%
		87.8%	90.1%			
	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	0.96	68.6%	82.9%
		62.9%	68.6%			
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進					
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合		50.0%	1.00	100%	100%
		—	99.7%			
	防災に関連した人材の育成（累計）		80人	0.78	160人	320人
		0人	62人			
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）		40か所	1.00	111か所	200か所
		—	55か所			
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）		2,243m	0.54	2,964m	4,134m
		1,680m	1,983m			

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	13,054	13,526		

平成24年度の取組概要

【実践取組1 「逃げる」ための課題解決】

- 東日本大震災で明らかになった避難に関する課題（津波からの避難、避難所運営）への対応として、「津波避難に関する三重県モデル事業」を実施するとともに、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定
- また、市町が緊急かつ集中的に実施する避難対策推進事業に対して、地域減災力強化推進補助金により重点的に支援を実施
- 防災啓発については、知識習得から行動促進への転換を図るため、住宅耐震化や避難訓練など視覚に訴える啓発番組（レッツ！防災）を年50回放送したほか、防災シンポジウムについても、市町等と連携して地域に根ざした内容とすることにより3回開催（南伊勢町、川越町、伊賀市）

- ・ さらに、平成 24 年 8 月に民間団体と「災害用物資（白い小箱）を活用した防災活動に関する協定」を締結し、これに基づく防災啓発活動（キャラバン）を 11 月から県内各地域で展開

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ・ 木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施
- ・ 県立学校では、3 棟の耐震補強工事、2 棟の解体工事を実施。また、非構造部材*の耐震対策を進めるため、全ての県立学校において専門家（建築士）による点検を実施。私立学校では、3 棟の耐震補強工事を実施
- ・ 災害拠点病院等では、二次救急医療機関 2 病院において、耐震化工事を完了。1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更し工事完成を平成 26 年度に延期
- ・ 社会福祉施設については、高齢者関係施設 3 か所、障がい者関係施設 1 か所、児童福祉施設 8 か所において、耐震診断を実施

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・ 平成 23 年 10 月に策定した「三重県緊急地震対策行動計画」の取組を集中的に実施
- ・ 東日本大震災で明らかになった課題や最新の知見等をふまえて、「三重県地震被害想定調査」の実施、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定など、新たな防災・減災対策の基本となる取組を推進
- ・ 南海トラフを震源域とする大規模地震・津波への対策を推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」（以下「9 県知事会議」という。）を通じ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定など、国等に対する政策提言（6 回）を実施
- ・ また、災害対応力の充実・強化を図るため、図上訓練等を通じた災害対策本部体制についての検証、台風 17 号来襲時の東紀州地域の市町への職員派遣体制の実証、「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行ったほか、広域防災拠点等のあり方についての検討を実施
- ・ 災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と新たに 17 の協定や覚書を締結
- ・ 災害医療体制の整備については、DMAT*（災害派遣医療チーム）隊員や災害医療を担う医療従事者を対象として訓練や研修を実施（DMAT の実動訓練参加 18 名、技能維持研修 43 名、災害看護研修 320 名）。東日本大震災における医療救護班の活動や紀伊半島大水害の対応等をふまえて、「三重県災害医療対応マニュアル」を見直し
- ・ 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進。また、大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進
- ・ 地域における防災拠点として重要な交番・駐在所の機能強化に取り組むため、50 か所の交番・駐在所に避難誘導用資機材等を整備

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・ 学校における防災教育・防災対策を推進するため、「防災ノート」等を活用した防災教育が全ての公立小中学校及び県立高校において実施されるよう働きかけ。また、学校防災のリーダーとなる教職員の養成、地域と連携した避難訓練や防災学習、小中学校防災機能強化補助金を活用した資機材整備等の取組を実施。さらに、平成 24 年 8 月に宮城県の中学生を三重県に招待し、防災に関する意見

交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を鳥羽市及び志摩市で開催

- ・ 地域防災力向上のための人材育成については、自主防災組織リーダー研修（9回）、みえ防災コーディネーター*の養成（81名）、みえ防災コーディネータースキルアップ研修（22回）など、これまで継続してきた取組に加え、平成24年度は新たに東日本大震災での避難所運営において女性視点の不足が課題となったことをふまえ、女性防災人材の育成（53名）に取り組んだほか、高校生を対象とした防災人材として、さきもりジュニア（9名）についても育成

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ・ 地震や津波に対しても壊れにくくするため、河川堤防については、損傷箇所を特定するための津波浸水予測区域内の詳細調査等を実施。また、海岸堤防については、空洞化等により対策が必要な箇所の補強工事を実施。さらに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所については、避難地・避難路を保全するため、急傾斜地崩壊防止施設を整備
- ・ 風水害対策については、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積した土砂を撤去するとともに、堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを検討。また、土砂災害危険箇所に立地する災害時要援護者関連施設を保全するための土砂災害防止施設を整備
- ・ さらに、津波被害が想定される沿岸地域において施工した避難路等の安全な通行を確保するため、市町と協議を進め、改修等を実施。また、農村地域における災害時の避難路を確保するため、農道の整備を進めたほか、津波や高潮による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤など漁港施設の整備を実施

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組1 「逃げる」ための課題解決】

- ・ 「津波避難に関する三重県モデル事業」の実施においては、県内2地域のモデル地区（伊勢市二見地区、熊野市有馬地区）において、住民一人ひとりの津波避難計画「Myまっぷラン*」の実証など地域と一体となった取組を進めることができました。また、同事業では、災害時要援護者の避難対策、自動車による避難、さらには、「かけがえのない命を最後まであきらめずに守り抜く」ため、津波対応型救命艇や「最後の最後の砦」としてのライフジャケットなど、新たな施設・設備等についても提案しました。
- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定では、要援護の当事者となる方にも参画いただいた委員会を設置し、関係機関へのヒアリング調査等を経て、男女共同参画の視点、災害時要援護者への対応を充実させました。
- ・ 今後、策定したモデルと指針が、県内市町や地域において広く活用されるよう取組を進めていく必要があります。
- ・ また、市町が行う避難対策への支援については、地域減災力強化推進補助金の活用により、津波避難タワーや避難所の整備、津波ハザードマップの作成など「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備が進みました。国による南海トラフ巨大地震の被害想定等をふまえた津波避難対策に加え、「三重県地震被害想定調査」等の結果を受け、引き続き、市町における対策検討が必要と見込まれます。また、東日本大震災での課題を受けて災害時要援護者の避難対策、さらに紀伊半島大水害のような風水害対策についても取組を強化していく必要があります。
- ・ 「逃げる」ための課題を解決するため、震災後、緊急かつ集中的に取組を進めてきたところですが、平成24年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、「震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人が39.4%いる一方、ほぼ同率の41.9%の人が「時間の経過とともに

に危機意識が薄れつつある」と回答しました。震災を機に高まった意識を風化させず、行動に結びつけていく取組が必要となっています。

【実践取組2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ・ 木造住宅の耐震化補助については、診断 2,904 戸、設計 487 戸、補強工事 416 戸に対して実施し、耐震化を促進することができました。引き続き、診断結果を受けて確実に補強工事へとつなげていくため、診断を終えた方に直接促していく取組が必要です。
- ・ 県立学校の耐震化率は 99.4%となりました。平成 25 年度に耐震化が完了することから、今後、非構造部材の耐震対策を早期に進めていく必要があります。私立学校の耐震化率については 90.1%となりました。
- ・ 災害拠点病院等の耐震化率は、二次救急医療機関 2 病院の耐震化が完了しましたが、1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更したことに伴い、工事完成が平成 26 年度となり、耐震化率は 68.6%となりました。今後も、大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化を進めていく必要があります。
- ・ 高齢者関係及び障がい者関係施設の入所施設については、平成 24 年度で耐震診断が完了しました。今後、診断結果に基づく耐震補強等を支援していく必要があります。

【実践取組3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」の取組状況をとりまとめ、進捗状況を検証した結果、全 82 の行動項目のうち 80 項目について目標を達成するなど、着実に取組が進みました。
- ・ 新たな防災・減災対策に向けた取組については、「三重県地震被害想定調査」は、県防災会議の専門部会として「被害想定調査委員会」を設置するとともに、ハザードやリスクを評価するための専門ワーキンググループも設置し、被害想定項目など具体的な意見交換を行いました。「三重県地域防災計画」は、県防災会議（平成 24 年 5 月開催）において、「震災対策編」から「地震・津波対策編」に改める等見直しの方針を固め、具体的な見直し作業を進めました。「三重県新地震・津波対策行動計画」は、県防災会議の専門部会として「防災・減災対策検討会議」を設置し、計画の基本的な考え方や方向性について議論するとともに、庁内ワーキンググループを設置し、具体的な策定作業を進め、平成 25 年 3 月に、中間案としてのとりまとめを行いました。
- ・ しかしながら、国による南海トラフ巨大地震にかかる想定震源モデル等の提示の遅れは、本県の作業進捗にも大きな影響を及ぼしており、これらの取組については平成 25 年度も継続して進めていくこととしました。
- ・ また、平成 25 年度は、「三重県地震被害想定調査」の結果をふまえた石油コンビナート防災アセスメント調査の実施や、紀伊半島大水害での課題をふまえた風水害対策についての検討を行う必要があります。
- ・ 国等に対する政策提言については、「9 県知事会議」による提言活動を展開した結果、議員立法による「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定に向けた取組が本格化するなど道筋をつけることができました。
- ・ 次に、災害対応力の充実・強化に向けては、実動訓練や図上訓練等さまざまな訓練を実施し、平成 23 年度に見直した災害対策本部体制の検証を行うとともに、平成 24 年度は新たに地方部組織の見直しを行いました。
- ・ また、広域的な応援・受援体制を整備するため、全国知事会、近畿 2 府 7 県（関西広域連合と連携県）において災害時応援協定を見直したほか、中部 9 県 1 市では実施細目の見直しを行いました。

さらに、平成24年8月に「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行い、災害発生時における人的派遣の仕組みなど市町との協議を進めました。

- ・ 広域防災拠点・資機材整備のあり方については、県防災会議の専門部会として「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、広域防災拠点のあり方、北勢拠点の候補地等について検討を行いました。広域防災拠点のあり方については、「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定しましたが、北勢拠点の候補地については、調整事項が残されており2か所の候補地が残る結果となりました。
- ・ 引き続き、災害対策本部の機能強化に取り組むとともに、平成24年度は原子力災害対策や原子力事故等発生時の対応について学識経験者からアドバイスをいただく体制を整備したことから、今後、これらの対策について検討を進めていく必要があります。
- ・ 災害医療体制の整備については、災害時の医療にあたる医師・看護師等の医療従事者に対して、その対応力の向上を目的とした訓練や研修等を実施したほか、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。今後も訓練や研修等を実施することにより、医療従事者の能力の維持、向上を図るとともに、見直しを行った「三重県災害医療対応マニュアル」の実効性を確認していく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組みました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を推進する必要があります。
- ・ 道路啓開対策として、道路啓開マップを作成するとともに、マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を図りました。今後は迅速な啓開作業を補完するため、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所について道路構造の強化を進めていく必要があります。

【実践取組4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・ 「防災ノート」を活用した防災教育は、98.3%の学校において実施されました（「平成24年度学校防災取組状況調査」調べ）。教職員を対象とした研修については、初任者・5年・10年・新任管理職等の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー研修を県内4か所で開催するなど充実を図りました。また、延べ416校において地域と連携した防災学習、防災に関する訓練、防災に関する会議などの取組が実施されました（平成25年3月末現在）。
- ・ さらに、学校の防災機能については、小中学校213校において、非常用発電機、投光器、簡易トイレ等の整備、備品等の落下防止対策、ガラス飛散防止対策等が進みました。県立学校についても、全ての学校で防災用毛布・保温シートを整備したほか、孤立想定地区の学校では2日分の水及び食料の備蓄を行いました。
- ・ 児童生徒、教職員の防災意識の向上、避難行動等の取組は絶えず見直し、向上させていく必要があります。また、学校の防災機能についてもさらに充実・強化していく必要があります。
- ・ 地域の防災人材については、継続して人材育成を進めてきた結果、地域の防災・減災活動の中心的な役割を果たすことができる人材が県内各地域で育ってきました。今後、これまで育成してきた防災人材のフォローアップを図るとともに、「育成から活用へ」を主眼に、防災人材の育成・活用に関する新たな仕組みの検討を行っていくことが必要です。

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ・ 地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の県管理区間のうち、特に緊急性の高い河口部付近について、損傷箇所の特定に向けた詳細調査や、河川

改修に合わせた耐震対策を実施しました。今後は調査結果に基づく計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。海岸堤防については、緊急な対応が必要な脆弱箇所の補強や高潮対策等に合わせた耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊防止施設については、擁壁や階段の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図るとともに、効率的に対策を進めていくことが必要です。

- 風水害対策については、治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。市町からの要望も多いことから、対象箇所の情報等を市町と共有しながら、より一層の取組を進めることが必要です。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設については、砂防えん堤や擁壁等の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。
- また、避難路の整備については、改修や崩落・落石対策を実施しました。農道については、4地区において新設や改良等の整備を進めました。漁港施設については、5地区において防波堤等の整備を進めました。
- 引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組1 「逃げる」ための課題解決】

- 「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用した取組が、県内市町や地域において広く展開されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携により、市町への説明会（勉強会）の開催をはじめ、自主防災組織の活性化、みえ防災コーディネーターの活動支援など、県内に水平展開する仕組みを確立させ、普及を図っていきます。
- また、市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、平成25年度に実施する地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）において、災害時要援護者避難対策推進事業を新たに設け、地域防災総合事務所・地域活性化局とも連携し、要援護者の個別避難支援計画の作成促進を図るほか、風水害対策として洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫等の整備を支援するなど、取組を加速させていきます。
- 防災啓発については、引き続き、メディアを活用した啓発や市町と協働したセミナー等を実施します。また、「小さな費用で大きな効果」をめざし、各家庭や地域において防災意識の向上・定着を図るため、災害用備蓄物資を活用した啓発活動（白い小箱運動）と連携した取組を県内各地域で展開します。
- これらの取組など取り得る手段を講じて、県民の皆さんの「防災意識」を「防災行動」へと結びつけ、「防災の日常化」の定着をめざしていきます。

【実践取組2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- 木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。
- 県立学校については、平成25年度の耐震化完了に向けて、引き続き取組を進めます。また、非構造部材の耐震対策も併せて進めます。私立学校については、耐震補強（改築）工事を6棟において実施します。
- 災害拠点病院等については、建替工事に変更した病院が予定どおり平成26年度に完成できるように働きかけるとともに、耐震化工事が未実施の病院について、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し計画的に耐震化を進めていきます。

- ・高齢者関係施設については、平成25年度から避難所指定を受けている入所施設に対して、耐震補強に要する経費の一部を支援する取組を進めます。障がい者関係の入所施設については、未耐震の施設等の整備を促進します。また、児童福祉施設については、引き続き耐震診断に要する経費の一部を支援していきます。

【実践取組3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・国の南海トラフ巨大地震対策の検討状況をふまえ、引き続き「三重県地震被害想定調査」を進めます。また、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」を、「災害に強い三重づくり」の共通指針とするため、平成24年度から取り組んでいる策定作業についても着実に進めていきます。
- ・さらに、「石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施するほか、紀伊半島大水害での課題をふまえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しに向けた基礎調査を行います。
- ・災害対応力の充実・強化に向けては、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との強い思いのもと、住民の迅速な津波避難や災害時の地域医療体制など、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練等を実施し、災害対応力の強化を図ります。
- ・県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、物的支援や広域避難について、地域総合防災事務所・地域活性化局の役割を含め、検討を行っていきます。
- ・広域防災拠点については、北勢拠点の最終的な整備地決定に向け、地元四日市市との協議を進めていきます。
- ・また、原子力災害対策については、学識経験者のアドバイスを得ながら検討を行っていきます。
- ・災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練の実施により、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組みます。

【実践取組4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・引き続き、「防災ノート」等を活用した防災教育の充実を図るほか、保護者や地域住民等との合同の訓練や防災学習の実施など、学校・家庭・地域の連携による防災対策を促進していきます。また、学校の防災機能の強化にも取り組んでいきます。
- ・地域の防災人材については、特に女性を中心とした人材育成に取り組み、男女共同参画の視点に配慮した防災・減災対策の推進や災害時要援護者を支援する体制整備を進めます。
- ・また、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の協力を得て、「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画づくりや避難所運営マニュアルの作成等の取組を、県内各地域に普及させていくなど、地域を起点とした実践を通じて、人材の活用を進めていきます。
- ・さらに、「防災ノート」を活用して正しい知識と行動力を身につけることができた児童生徒が、引き続き、地域住民の一員として「Myまっぷラン」に取り組むことによって、次世代の防災の担い手として育つことができるよう、「防災ノート」と「Myまっぷラン」を関連させた取組についても、地域において進むよう支援を行っていきます。

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- 地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、関係市町との連携を強化し、避難地・避難路の保全を進めます。
- 河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望をふまえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から取り組みます。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設については、引き続き、関係市町との連携を強化し、土砂災害防止施設による保全を進めます。
- 引き続き、避難路の整備について必要な改修等を実施するほか、防波堤など漁港施設の整備を進めます。

2 南海トラフ巨大地震対策の最終報告について

1. 検討の経緯

中央防災会議防災対策推進検討会議が平成24年3月7日に設置した、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキング」から、これまでに「理論上最大の南海トラフ巨大地震」の震度分布・津波高を想定した、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオが検討・公表されてきました。

今回、これらの被害予測と東日本大震災の教訓を踏まえた、南海トラフ巨大地震対策の方向性がまとめられ、最終報告として公表されました。

同ワーキンググループは、平成25年4月25日の第16回会合をもって検討を終えています。

【公表(発表)履歴】

①平成24年7月19日公表

南海トラフ巨大地震対策について(中間報告)

- ・地方における、特に津波対策を中心とした実行可能な対策を強化するため、当面取り組むべき対策等を中間報告として公表

②平成24年8月29日発表

南海トラフ巨大地震の被害想定について(第1次報告)

- ・人的被害、建物被害量を公表

③平成25年3月18日発表

南海トラフ巨大地震の被害想定について(第2次報告)

- ・施設等の被害量(ライフライン、交通施設、避難者数、災害廃棄物量等)及び経済被害額を公表

④平成25年5月28日公表

南海トラフ巨大地震対策について(最終報告) ※別冊

2. 報告の内容と検証

【対策検討の基本的な考え方について】

- ・報告書の前提とする地震・津波について、『これから実施すべき地震・津波対策の前提を、全て「理論上最大クラスの地震・津波(レベル2)」とすることは現実的でなく、「100年から150年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模地震・津波(レベル1)」への対応を基本とする』とされたことは、本県の方針に合致しています。
- ・「住民一人ひとりが主体的に」という言葉が随所に使用され、防災対策における自助の取組を重視する方針が明確に示されたことは、本県の方針に合致しています。

【具体的な対策の内容について】

- ・具体的な対策については、大きく以下のように分類し、現在、検証しているところ です。

(1) 本県が先行的に取り組んでいるもの

《主要な対策(記載内容)》

- ①P13：国等は、レベル2の津波も考慮した津波避難に関する指針やマニュアル等に基づき、都道府県における市町村に対する津波避難計画策定指針の策定や、市町村における津波避難計画の策定・見直しを強力に推進することが必要である。

→(県)“Myまっぷラン”の取組を中核として地域の避難計画づくりを進める「津波避難に関する三重県モデル」を関係市町に水平展開

- ②P26：今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、地震・津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組む必要がある。

→(県)防災ノート等を活用した系統的な防災教育の実施

- ③P35：地方公共団体は、避難所の管理者や自主防災組織等が地域住民等の協力を得て、避難所を運営する体制を構築し、運営内容を周知するよう平時から検討し、発災時のスムーズな避難所運営が可能となるよう努める必要がある。

避難所の運営に当たっては、福祉避難所が開設されるまで災害時要援護者への配慮を行うことや、女性が責任者の役割を担うとともに、多様な主体が避難所の運営に加わり、男女のニーズの違いや、乳幼児や子どもがいる家庭等のニーズ及び災害時要援護者の意見も反映させるよう考慮する必要がある。

→(県)避難所運営マニュアル策定指針に基づく、避難所ごとの運営マニュアル策定支援

- ④P50：地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響調査を充実するとともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る必要がある。

→(県)石油コンビナートアセスメント調査の実施

(2) 本県も同じ問題意識を持ちながら、まだ取り組んでいないもの(又は既に取り組んでいるが、さらに力を入れて取り組んでいかなければならないもの)

《主要な対策(記載内容)》

- ①P18：特に建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある。

P19：国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災用ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある。

②P34：最近の石油内需の減少に伴い、給油所等の石油サプライチェーンが脆弱化してきている。緊急時に分散型・自立型エネルギーである石油を早期に供給できるようにするためには、平時から石油の一定需要を確保し、サプライチェーンを維持しておく必要がある。

③P39：主要な観光地には、多数の観光客が常時訪れていることから、地方公共団体は、観光客の一時滞在施設等への避難誘導體制についても構築しておく必要がある。

④P44：地震時には、避難場所、応援部隊の活動拠点、物資の集積拠点、応急活動資機材等の備蓄や一時的な集積場所、災害廃棄物や放置車両の仮置き場、応急仮設住宅用地、復興住宅用地等をはじめとする様々な空間に対する需要が発生する。

このため、国、地方公共団体等は、応急対策活動上のオープンスペースの需要を踏まえた利用競合の整理等のオープンスペースの利用のあり方と調整ルールを検討する必要がある。

⑤P53：国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等のように、目指す地域像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いた平常時からの地域づくりの実践方策の検討を行う必要がある。

(3) 国に対策の強化を求めていかなければならないもの

《主要な対策(記載内容)》

①P8：総合的な津波避難対策を推進すること、行政、民間事業者及び地域住民等が一体となった対策を推進すること、地域全体として統一的・実効的な対策を推進すること等の観点から、対策推進のための法的な枠組の確立が必要である。

②P8：対策の推進を図るためには、地方公共団体等の取組が重要であり、津波避難施設、避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上・税制上の措置について引き続き検討することが必要である。

③P11：東京湾、伊勢湾、大阪湾の港湾の防潮堤については、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、レベル1の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。

④P23：紀伊半島や四国地方の南部沿岸、九州地方の東岸等においては、高規格幹線道路のミッシングリンクが多数存在するなど、道路、鉄道のネットワークが脆弱であり、これら施設が被災し、交通機能が寸断すれば、多数の集落が孤立するとともに、復旧・復興に長期間を要するおそれがある。

⑤P56：地震予測は、地震・津波から人命を救う上で重要な技術であり、今後とも研究を進める必要がある。今後の調査・研究のあり方及び観測のあり方について検討を進めるとともに、それらを踏まえて中長期的な対応を含めた新たな防災体制のあり方を議論すべきである。

(4) 「理論上最大クラスの地震・津波」を想定した新たな視点での対策と考えられることから、現時点では慎重な検討を要すると判断しているもの

《主要な対策(記載内容)》

①P5：避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、避難所に入る避難者のトリアージの方策、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるよう誘導する方策等を検討する必要がある。

②P6：被災地域では、発災直後は特に行政からの支援の手が行き届かないことから、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水、乾電池、携帯電話の電池充電器、カセットコンロ、簡易トイレ等の家庭備蓄を1週間分以上確保するなどの細かい具体的な対応を推進する必要がある。

③P7：地震動(揺れ)への対策は、レベル2の地震を想定した場合、震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、施設分野毎の耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進めることが重要である。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討すべきである。

④P12：国及び地方公共団体は、将来にわたって子孫に安全で安心なまちを引き継ぐという発想も取り入れて、住居等の高台への集団的な移転を進める方策について、事前に具体的な検討を進める必要がある。

3. 今後の対応方針

今後、この報告書等に基づき、地方の防災・減災対策に大きな影響を与える、地震対策大綱及び応急対策活動計画が国から示されることから、その動向を注視していきます。

また、これら大綱や活動計画を待つことなく、今回の報告の中から取り入れるべき取組は積極的に取り入れながら、地域防災計画(地震・津波対策編)及び新地震・津波対策行動計画の策定を進める方針です。

3 地域防災力向上に向けた取組の進め方について

東日本大震災での教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震が危惧される三重県においては、防災・減災対策は「待ったなし」の課題であり、日頃から、大規模災害に対する備えを万全にしておくための、地域の防災力向上に向けた持続的な取組が重要です。

地域防災力を高めるためには、県民一人ひとりが、防災・減災対策を、日常の生活と一体のものとして取り組むことにより、「防災の日常化」の定着を図ることが大切であり、住民が主体となった「自助」「共助」に向けた取組を推進していきます。

1 「津波避難に関する三重県モデル」、「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開

(1) 概要

地域防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における避難体制の整備を図るため、平成24年度に実施した、「Myまっぷラン」を中核とする「津波避難に関する三重県モデル事業」と、「三重県避難所運営マニュアル策定指針改定」について、平成25年度は、地域における「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアル作成を推進していきます。

この取組にあたっては、地域防災総合事務所・地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」）と連携するとともに、これまで育成してきた防災人材の協力も得ながら、市町の取組を支援することにより、県内地域への水平展開を図っていきます。

(2) 「津波避難に関する三重県モデル」

東日本大震災における津波避難に関する課題を受け、津波による人的被害を軽減するために、住民一人ひとりが、避難行動を自分自身のものとして捉え、津波避難を確実にするための新たな仕組みの構築に向けて、昨年度、「津波避難に関する三重県モデル事業」を、県内2地区での実証調査等による取組により実施しました。

モデル事業を通じて、「Myまっぷラン」と名付けた住民一人ひとりの津波避難計画を地域で集約することにより、地域の津波避難計画を作成していく取組を中核とし、災害時要援護者の避難対策の方向性や、自動車による避難、新たな津波避難施設・設備等についての検討を重ね、県としての考え方を報告書として取りまとめ、これからの三重県における津波避難の基本として位置付けました。

(3) 「避難所運営マニュアル策定指針」

三重県では、阪神・淡路大震災での避難所運営における諸課題に対応し、円滑な避難所運営を目指すため、平成15年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これまで、県内の市町や地域における避難所運営マニュアルの基準として活用されてきました。

しかし、東日本大震災により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運

営や、避難所における障がい者、外国人への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するため、昨年度、策定指針を改定しました。

改定にあたっては、自身が障がいをお持ちの方にも策定委員として参画いただくとともに、被災地で避難所運営に携わった方々へのヒアリング調査を行い、いただいた意見を策定指針に反映しました。

改定のポイントとしては、大規模災害時における避難所運営は、避難者がそれぞれの役割を持ち、自主的な運営を行うことが、三重県が目指すべき避難所運営の姿であるとの県の考え方と、様々な立場の避難者の声を集め、災害時要援護者や女性が運営に必ず携わることのできる、円滑な避難所運営の方法を示しました。

また、地域での避難所運営マニュアル作成に活用するベースとして、「避難所運営マニュアル基本モデル」を、今回併せて作成しました。

(4) 取組方針

① 取組主体

この取組の実施主体は、地域（自治会、自主防災組織等）や住民です。

実効性のある津波避難計画や避難所運営マニュアルとするためには、「行政による押し付けではなく、住民一人ひとりが自ら考え、住民自らが納得できるプロセスを経て作成していく」ことが重要であると考えます。

② 市町の役割

取組主体は地域や住民ですが、行政は、住民がやる気になるための後押しをするとともに、地域における津波避難計画、避難所運営マニュアルの作成にあたっては、市町の方針と合致する内容となるよう、技術的な支援を行う必要があります。

③ 県の役割

県は、この取組全体の調整を行うとともに、市町に対し、取組の内容に関するアドバイス等を行い、この取組が促進されるよう努めます。

また、実際に地域への支援を行う市町に対して、技術支援・財政支援を行っていきます。

④ 防災人材の活用

みえ防災コーディネーター、三重のさきもりに対して「津波避難に関する三重県モデル」と「避難所運営マニュアル策定指針」に関する研修や、現場における実地訓練を行い、地域、市町からの要望に応じた支援が行えるよう、協力体制を構築します。

(5) 市町に対する支援

① 市町に対し、地域単位での説明会を開催し、取組に対する理解を深めるとともに、防災技術専門員、指導員等による啓発を行い、市町の取組を促進します。

② 地域防災総合事務所等が中心となって、管内市町へ働きかけを行うとともに、講師派遣に関するアドバイスなどの技術支援を行います。

③ 市町の要請にもとづき、防災企画・地域支援課と地域防災総合事務所等が、地域での作成作業の実地支援を行います。

④ 地域防災総合事務所等が、管内市町の取組状況により、必要に応じて

管内全体（あるいは特定の市町）で研修会等を開催し、地域における取組を促進します。

- ⑤ 緊急避難体制整備事業や地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）により、市町が支出する津波避難計画や避難所運営マニュアルの策定に要する経費を支援します。

（6）平成25年度を取組内容

① 県を取組状況

- 4月22日から5月13日までの間に、地域防災総合事務所等とともに、県内市町の防災担当職員への説明会を地域単位で8回開催し、この事業の意義及び必要性について理解の共有を図るとともに、取組への働きかけを行いました。
- また、市町からの要請により、個別に市町や自主防災組織連絡協議会等への説明を、地域防災総合事務所等とともに行っていきます。

② 市町を取組状況

- 熊野市5地区、津市6地区で、「Myまっぷラン」を活用した、地域における津波避難計画作成の取組が行われることとなっています。また、いくつかの市町においても取り組まれる予定となっています。
- 避難所運営マニュアルについても、いくつかの市町において避難所単位での避難所運営マニュアル作成の取組が行われる予定です。

2 「白い小箱運動」の展開

（1）概要

大規模災害時における孤立等に備え、水や食料等の備蓄については、各家庭で備える、「自助」の取組が重要です。また、国の「南海トラフ巨大地震対策最終報告」においても、従来3日以上とされていた家庭備蓄について、1週間以上確保する必要があるとされるなど、「自助」の一層の重要性が示されています。

しかし、平成24年度の「防災に関する県民意識調査」の結果によると、「3日分以上の水の備蓄」をしている家庭は32.2%、「3日分以上の食料の備蓄」をしている家庭は25.5%にとどまっており、より一層の個人備蓄の推進を図っていく必要があります。

このことから、災害用物資「白い小箱」を活用し、個人備蓄を中心とした「自助」の取組の促進を図っているところです。

「白い小箱」とは、一人一日分の食料、水などを一箱にセットした災害用物資で、一般社団法人日本非常食推進機構が販売しています。

県と一般社団法人日本非常食推進機構は、平成24年8月に締結した防災活動に関する協定に基づき、災害発生時の物資の調達・供給に関する協力体制をとるとともに、「白い小箱」を活用した防災啓発活動を連携・協力して実施しています。

東日本大震災以降、県民の防災意識が高まったものの、その意識が行動に結びつかないという課題があるなか、「白い小箱」を活用した啓発を行うことで、個人備蓄や非常持ち出し品の重要性を再認識する機会となり、「白い小箱

運動」の基本理念でもある、自助、共助、公助が適切に機能するしくみ創りにもつながると考えています。

昨年度は県内19の市町において、「白い小箱」キャラバンを実施し、「白い小箱」を防災啓発チラシとともに配布し、個人備蓄の重要性を啓発する取組を行いました。

(2) 平成25年度の取組内容

① 市町との連携による、「白い小箱」キャラバンの実施

平成24年度と同様、市町と連携し、市町主催行事等で「白い小箱キャラバン」を実施し、個人備蓄の推進と防災意識の啓発を行います。

② マスメディアを活用した個人備蓄の啓発

県の提供番組である、三重テレビ放送(株)の「レッツ！防災」において、「白い小箱運動」の取組を紹介するとともに、今年度の「白い小箱キャラバン」の実施に合わせ、積極的にマスコミ各社に対して資料提供を行います。